

## ○対象施設・設置者・整備区分

(別表1-1)

	対 象 施 設	対象となる設置者	整 備 区 分
1	障害福祉サービス事業所 (療養介護、生活介護、 自立訓練、就労移行支援 及び就労継続支援を行う 施設に限る。)	障害者総合支援法第79条第2 項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本 赤十字社、公益社団法人、一般社 団法人、公益財団法人、一般財団 法人、NPO法人、営利法人等。 以下「社会福祉法人等」という。 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設</li> <li>・増築</li> <li>・改築</li> <li>・大規模修繕等</li> <li>・スプリンクラー設備等整備</li> <li>・老朽民間社会福祉施設整備</li> <li>・避難スペース整備</li> </ul>
2	障害者支援施設	地方税法(昭和25年法律第 226号)第348条第2項第 10の6号及び第10の7号の 規定により固定資産税を課され ないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、 公益社団法人又は公益財団法人 等。医療法人を除く。)	
3	居宅介護事業所 (居宅介護、重度訪問介 護、同行援護及び行動援 護を行う施設。)	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設</li> <li>・増築</li> <li>・改築</li> <li>・大規模修繕等</li> <li>・避難スペース整備(居宅介 護事業所及び相談支援事業 所を除く。)</li> </ul>
4	短期入所事業所		
5	就労定着支援事業所		
6	自立生活援助事業所		
7	共同生活援助事業所		
8	相談支援事業所		
9	児童発達支援事業所		
10	放課後等デイサービス事 業所		

11	居宅訪問型児童発達支援事業所	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創設</li> <li>・ 増築</li> <li>・ 改築</li> <li>・ 大規模修繕等</li> <li>・ 避難スペース整備（障害児相談支援事業所を除く。）</li> <li>・ 大規模修繕等</li> <li>・ スプリンクラー設備等整備</li> </ul>
12	保育所等訪問支援事業所	社会福祉法人等	
13	障害児相談支援事業所	社会福祉法人等	
14	福祉ホーム	社会福祉法人等	

## ○施設整備に係る整備区分・整備内容

(別表1-2)

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」及び平成28年1月18日社援発第1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。